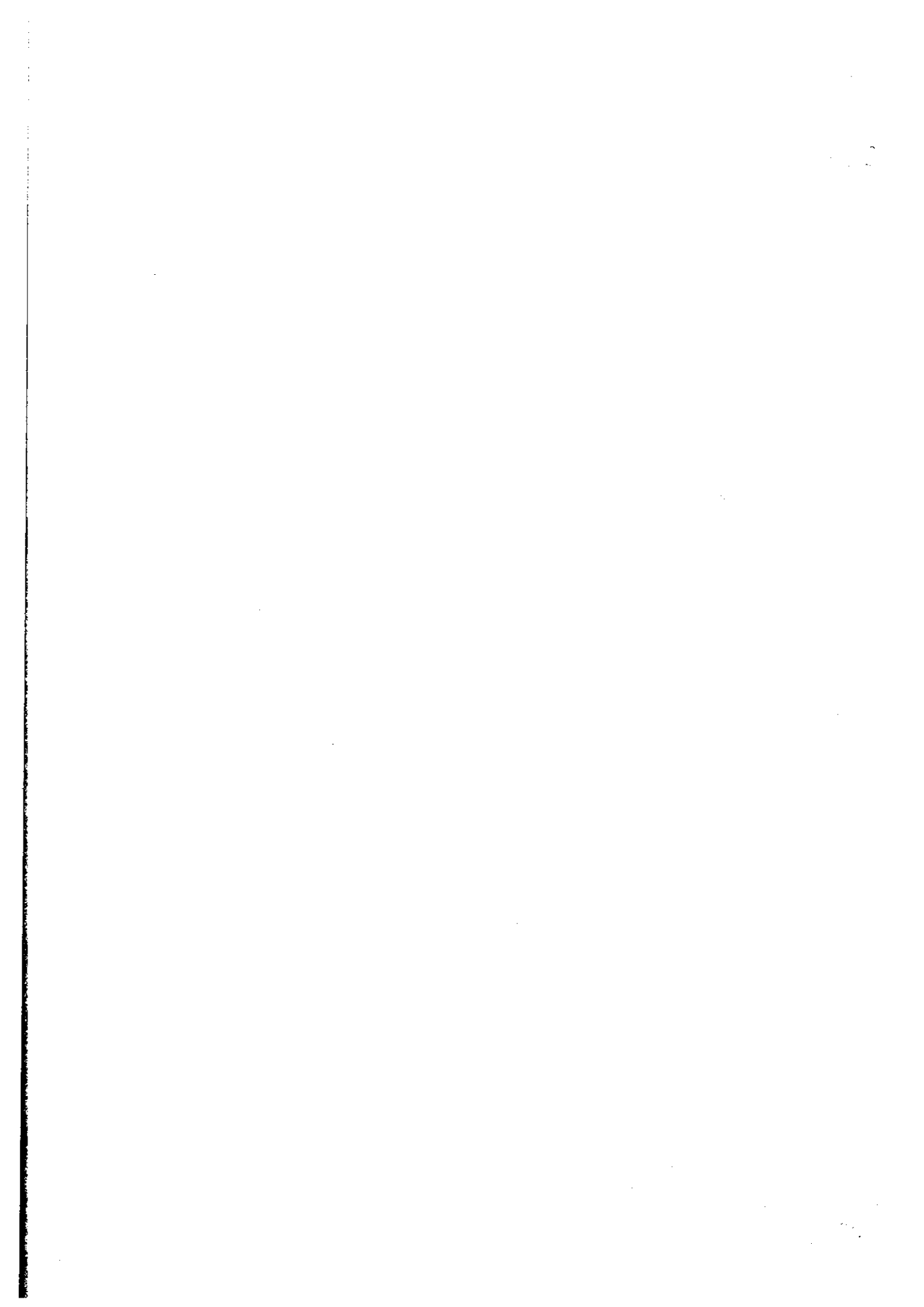


平成 30 年度

学生便覧

長崎医療技術専門学校



目 次

1	学園の沿革概要	1
2	本校の教育目的	2
3	本校の運営組織図	2
4	平成 30 年度行事予定	3
5	長崎医療技術専門学校学則	7
6	授業計画ならびに授業時限区分	19
7	学則施行に関する規程	
	イ) 学習に関する規程	20
	ロ) 図書閲覧規程	23
	ハ) 学生心得	25
	ニ) 健康管理に関する規程	28
8	諸届出様式	29
9	校舎平面図	35
10	教職員一覧	39
11	学校関係法規	41

1. 学園の沿革概要

長崎医療技術専門学校の設置主体である学校法人玉木学園の淵源は、明治の中葉に溯り、実学を建学の精神として言わば120年以上の歴史を有しております。

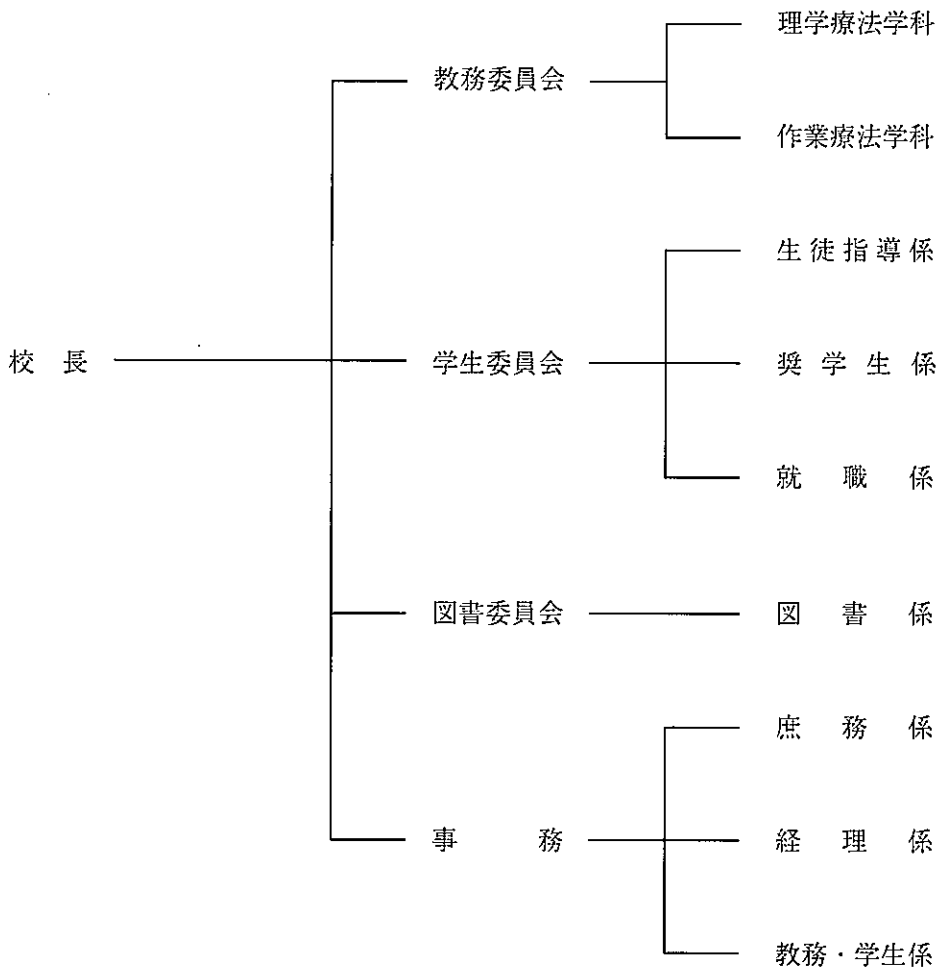
「明朗細心・誠実勤勉・敬愛謙讓」を校是としています。

明治 25 年 (1892 年)	玉木リツ先生、長崎女子裁縫学校設立
明治 39 年 (1906 年)	私立玉木女学校と改称
大正 15 年 (1926 年)	玉木職業女学校となる
昭和 22 年 (1947 年)	新学制により玉木中学校設立
昭和 23 年 (1948 年)	新学制により玉木女子高等学校設立
昭和 26 年 (1951 年)	学校法人を設立し、玉木女子学園と称する
昭和 27 年 (1952 年)	玉木幼稚園設立
昭和 28 年 (1953 年)	玉木女子短期大学設立 (被服科)
昭和 38 年 (1963 年)	玉木女子短期大学に食物栄養学科増設
昭和 41 年 (1966 年)	玉木女子高等学校に衛生看護科増設
昭和 50 年 (1975 年)	玉木女子短期大学に幼児教育学科増設
平成 元年 (1989 年)	玉木女子高等学校衛生看護専攻科設置
平成 4 年 (1992 年)	百周年記念館竣工
平成 5 年 (1993 年)	ますみ記念館竣工 玉木女子高等学校に福祉科増設 学園創立百周年記念式典挙行
平成 7 年 (1995 年)	長崎医療技術専門学校設立 (理学療法学科)
平成 9 年 (1997 年)	長崎医療技術専門学校に作業療法学科増設
平成 15 年 (2003 年)	学園創立百十周年記念式典挙行
平成 17 年 (2005 年)	長崎医療技術専門学校に歯科衛生学科増設
平成 19 年 (2007 年)	「学校法人玉木女子学園」を「学校法人玉木学園」と改称 「玉木女子短期大学」を「長崎玉成短期大学」、 「玉木女子高等学校」を「長崎玉成高等学校」と改称し、 男女共学とする 「玉木幼稚園」を「長崎玉成短期大学附属幼稚園」と改称
平成 24 年 (2012 年)	学園創立百二十周年を迎える 長崎玉成高等学校 新校舎移転 (愛宕1丁目29番41号)
平成 29 年 (2017 年)	玉木学園屋内運動場落成式及び学園創立百二十五周年 記念式典挙行 長崎玉成高等学校附属中学部設置

2. 本校の教育目的

本校は、学校教育法、私立学校法、理学療法士並びに作業療法士法に基づき、理学療法士、作業療法士として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて医療従事者としての豊かな教養と人格の形成に努め、ひろく国民の保健医療の向上に寄与することのできる医療技術者を育成することを目的とする。

3. 本校の運営組織図



4. 平成 30 年度行事予定

4 月			5 月			6 月		
1	日		1	火		1	金	
2	月		2	水		2	土	
3	火	2・3年生オリエンテーション	3	木	憲法記念日	3	日	
4	水	入学式	4	金	みどりの日	4	月	
5	木	1年生オリエンテーション	5	土	こどもの日	5	火	
6	金		6	日		6	水	
7	土		7	月	3年1期臨床実習開始	7	木	
8	日		8	火		8	金	
9	月		9	水		9	土	第二土曜休日
10	火		10	木		10	日	
11	水		11	金		11	月	
12	木		12	土	第二土曜休日	12	火	
13	金		13	日		13	水	
14	土	第二土曜休日 臨床教育者会議	14	月	↑ 1年合同合宿	14	木	
15	日		15	火	↓ 学園創立記念日	15	金	
16	月		16	水		16	土	
17	火		17	木		17	日	
18	水		18	金		18	月	
19	木		19	土		19	火	
20	金		20	日		20	水	
21	土	医技専さるく博	21	月		21	木	
22	日	第1回オープンキャンパス	22	火		22	金	
23	月		23	水		23	土	第四土曜休日
24	火		24	木		24	日	第2回オープンキャンパス
25	水		25	金		25	月	
26	木		26	土	第四土曜休日	26	火	
27	金		27	日		27	水	
28	土	第四土曜休日	28	月		28	木	
29	日	昭和の日	29	火		29	金	
30	月	振替休日	30	水		30	土	3年1期臨床実習終了
			31	木				

7月			8月			9月		
1	日		1	水		1	土	前期再試験期間予定
2	月	3年登校	2	木		2	日	
3	火		3	金		3	月	
4	水		4	土	オリエンテーション	4	火	
5	木		5	日	夏休み開始	5	水	
6	金		6	月		6	木	
7	土		7	火		7	金	
8	日		8	水		8	土	第二土曜休日 3年2期臨床実習終了
9	月		9	木		9	日	
10	火		10	金		10	月	2・3年登校開始
11	水		11	土	第二土曜休日 第4回オープンキャンパス	11	火	
12	木		12	日		12	水	
13	金		13	月		13	木	
14	土	第二土曜休日	14	火		14	金	
15	日		15	水		15	土	
16	月	海の日	16	木		16	日	夏休み終了
17	火	3年2期臨床実習開始	17	金		17	月	敬老の日
18	水		18	土		18	火	1年授業開始
19	木		19	日		19	水	
20	金		20	月		20	木	
21	土		21	火		21	金	
22	日	第3回オープンキャンパス	22	水		22	土	第四土曜休日
23	月		23	木		23	日	秋分の日 第6回オープンキャンパス
24	火	1・2年生前期定期試験	24	金		24	月	振替休日
25	水		25	土	第四土曜休日	25	火	2年1期臨床実習開始
26	木		26	日	第5回オープンキャンパス	26	水	
27	金		27	月		27	木	↑ 県専修学校体育大会
28	土	第四土曜休日	28	火		28	金	↓
29	日		29	水	進級試験期間予定	29	土	
30	月		30	木		30	日	
31	火		31	金				

10月			11月			12月		
1	月		1	木		1	土	
2	火		2	金		2	日	
3	水		3	土	文化の日	3	月	
4	木		4	日		4	火	
5	金		5	月	1年見学実習開始	5	水	
6	土		6	火		6	木	
7	日		7	水		7	金	
8	月	体育の日	8	木		8	土	第二土曜休日
9	火		9	金		9	日	
10	水		10	土	第二土曜休日 1年実習終了	10	月	
11	木		11	日		11	火	
12	金		12	月		12	水	
13	土	第二土曜休日 2年1期終了	13	火		13	木	
14	日		14	水		14	金	2年後期定期試験開始
15	月		15	木	↑九州専門学校体育大会	15	土	
16	火		16	金		16	日	
17	水		17	土	↓	17	月	
18	木		18	日		18	火	
19	金		19	月		19	水	
20	土		20	火		20	木	
21	日	第7回オープンキャンパス	21	水		21	金	
22	月		22	木		22	土	第四土曜休日 冬休み開始
23	火		23	金	勤労感謝の日	23	日	天皇誕生日
24	水		24	土	第四土曜休日	24	月	振替休日
25	木		25	日		25	火	
26	金		26	月		26	水	
27	土	第四土曜休日 イギセンピック	27	火		27	木	
28	日		28	水		28	金	
29	月		29	木		29	土	
30	火		30	金		30	日	
31	水					31	月	

1月			2月			3月		
1	火	元旦	1	金		1	金	
2	水		2	土		2	土	
3	木		3	日		3	日	
4	金	冬休み終了	4	月	1年前・後期再試験期間予定	4	月	
5	土	2年前・後期再試験期間予定	5	火		5	火	
6	日		6	水		6	水	
7	月		7	木		7	木	3年生を送る会
8	火		8	金		8	金	卒業式
9	水		9	土	第二土曜休日	9	土	第二土曜休日
10	木		10	日	建国記念の日	10	日	
11	金		11	月	振替休日	11	月	
12	土	第二土曜休日	12	火		12	火	
13	日		13	水		13	水	単位認定会議
14	月	成人の日	14	木		14	木	1・2年登校日
15	火		15	金	卒業判定会議	15	金	春休み開始
16	水		16	土	2年2期終了	16	土	
17	木		17	日		17	日	
18	金		18	月		18	月	
19	土		19	火		19	火	
20	日		20	水		20	水	
21	月	2年2期実習開始	21	木		21	木	春分の日
22	火	1年後期定期試験	22	金		22	金	
23	水		23	土	第四土曜休日	23	土	第四土曜休日
24	木		24	日		24	日	
25	金		25	月		25	月	
26	土	第四土曜休日	26	火		26	火	
27	日		27	水		27	水	
28	月		28	木		28	木	
29	火					29	金	
30	水					30	土	
31	木					31	日	

5. 長崎医療技術専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法、私立学校法、理学療法士及び作業療法士法に基づき、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて医療従事者としての豊かな教養と人格の形成に努め、ひろく国民の保健医療の向上に寄与することのできる医療技術者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、長崎医療技術専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、長崎市愛宕1丁目36番59号に置く。

(学生の義務)

第4条 学生は、この学則の定めるところに従い、学業に専念し、かつ学生心得を守って校内の秩序の維持に努めなければならない。

第2章 学科、定員、修業年限及び在学年限

(学科及び定員)

第5条 本校の学科及び定員並びに修業年限は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	総定員	修業年限
理学療法学科	40名	120名	3年
作業療法学科	40名	120名	3年

(在学期間)

第6条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。
仮進級制度の適用については別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 学園創立記念日 5月15日
 - (4) 春季休業、夏季休業、冬季休業 別に定める。(1年を通じて10週間程度)
 - (5) 毎月第2・第4土曜日
- 2 校長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 校長は、第1項に定めるもののほか休業日を臨時に定めることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、校長は休業日であっても授業を行うことができる。

第4章 入学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第9条 本校に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第183条の規定に該当する者とする。

(入学志願者の提出書類)

第10条 入学志願者は、提出期日までに所定の入学試験受験料を添え、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本校の定める様式)
- (2) 調査書(出身高等学校の定める様式)若しくは成績証明書
- (3) 最終学校卒業証明書若しくは学校教育法施行規則第100条に規定する証明書

(入学試験)

第11条 入学試験は、推薦入学試験及び一般入学試験とする。

- 2 推薦入学試験については、別に基準を定める。
- 3 一般入学試験については、次の試験を行う。
 - (1) 学科試験
 - (2) 人物考査

(入学時期、手続及び入学許可)

第12条 入学時期は4月とし、入学試験に合格した者は、校長の指定する期限までに保証人1名を定め誓約書に入学金及び前期授業料を添え校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、独立の生計を営む成年者で本校に対して当該学生にかかわる一切の責に任ずることのできる者とする。
- 3 校長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

- 4 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第13条 本校に編入を志願することのできる者は、次のいずれかに該当し、編入しようとする学年に必要な知識及び技術を修得していると校長が認める者で、本学則第10条に定める書類及び退学若しくは在籍している学校の成績証明書を提出し、かつ、校長の行う編入試験に合格しなければならない。

- 2 理学療法士及び作業療法士法第11条第1項あるいは第12条第1項に規定する学校又は養成施設に在学する者。
- 3 前項の規定により入学しようとする者については、本学則第4章の規定を準用する。

(転科)

第14条 在学中の転科は認めないものとする。

(休学)

第15条 学生は、疾病その他やむを得ない事情により引き続き2ヶ月以上就学することができない場合は、校長の許可を得て、休学することができる。

(休学の期間)

第16条 休学期間は、在学期間に算入しない。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合には、校長は更に1年以内の延長を許可することができる。
- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

第17条 休学期間が満了するとき、又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第18条 学生がやむを得ない事由により就学が困難で、希望により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第19条 前条による退学者が2年以内に再入学を願い出た場合には、校長が許可することができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第20条 本校の、理学療法学科の授業科目及び単位は別表1のとおり、作業療法学科の授業科目及び単位は別表2のとおりとする。

2 各授業科目の単位は次の各基準による。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間までを1単位とする。

(2) 実験、実習、実技等については30時間から45時間までを1単位とする。

(3) 臨床実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

(履修方法及び実習施設)

第21条 履修方法及び臨床実習に必要な事項については、別に定める。

2 校長は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第一の備考(二)又は、別表第二の備考(二)に掲げる大学若しくは養成施設において既に履修した科目については、本校での修得単位として認めることができる。

第6章 学業成績の評定

(成績の評定)

第22条 学業成績は、学科試験及び実習成績に基づき校長が評定する。

(定期試験)

第23条 試験は、原則として前期、後期に分け、それぞれの学期で履修した科目に対して行う。

2 各科目の当該授業時間の3分の1を超えて欠席した者は、前項に規定する試験を受けることができない。

(追試験)

第24条 校長は、学生がやむを得ない事由により受験できなかった場合、追試験を行うことができる。

(再試験)

第25条 校長は、学業成績が及第点に満たない科目のある学生に対し再試験を行うことができる。

(試験の成績)

第26条 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

2 実習については、実習の成果及び出席状況を考慮して成績を定める。

第7章 課程修了の認定及び卒業

(認定)

第27条 校長は、学業成績を評定して、当該科目の課程修了を認定する。

(卒業)

第28条 校長は、本校の課程を修了したと認めた者に対して卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 課程修了者は、専門士（医療専門課程理学療法学科）又は、専門士（医療専門課程作業療法学科）と称することができる。

第8章 賞 罰

(表彰)

第29条 校長は、学業成績が特に優秀な者及び他学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、学生が学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があるときはこれを懲戒することができる。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 停学 一定期間又は期間を定めず出校を停止する。
- (3) 退学 自主退学を勧める。
- (4) 除籍 放校とする。

3 前項の処分は、校長が別に定める規定により懲戒委員会にはかっただうえ行うものとする。

第9章 健康管理

(健康診断)

第31条 本校においては、学生の健康保持のため定期健康診断を行う。

2 前項のほか校長が必要と認めたときは臨時に健康診断を行う。

第10章 組 織

(教職員組織)

第32条 本校に、校長、教員、講師、事務長、事務職員及び校医を置く。

ただし、副校長を置くことができる。

(運営会議)

第33条 本校に、職員会議及び教員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が招集し、校長以下全職員を以って構成する。ただし、校長が必要と認める者をこれに加えることができる。
- 3 職員会議は、学校の教育的及び事務的運営全般に係る事項を協議する。
- 4 教員会議は、校長が招集し、専任教員により構成する。ただし、校長が必要と認める者をこれに加えることができる。
- 5 教員会議は、進級及び卒業に係る事項を協議する。

第11章 費用

(学 費)

第34条 学費は、次のとおりとする。

入学金	55万円
授業料	前期 49万円
(年額)	後期 49万円
実習費	1年次後期 7万円
(年額)	2・3年次前期 7万円

これ以外の費用は徴収しない。

ただし、教科書代・教材費・白衣代等に要する費用については個人負担とする。

(納入金及び納入の特例)

第35条 入学を許可された者は、入学金を入学手続き時に納入しなければならない。

- 2 授業料及び実習費（以下「校納金」という）の納入期限は、別に定める。
- 3 休学した学生については当該期間中の校納金については免除する。ただし、休学、復学又は退学した日の属する前期又は後期分の校納金については、この限りでない。
- 4 授業料を2月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 既に納入した入学金、校納金及び入学試験受験料は原則として返納しない。
ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合において、既に納入している校納金については、この限りでない。
- 6 入学試験受験料、卒業証明書その他の証明手数料は、次のとおりとする。
 - (1) 入学試験受験料 2万5千円
 - (2) 身分証明書（再発行のみ）、卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書、推薦（調）書 各200円

第12章 雑 則

(細則の制定)

第36条 校長は、この学則に定めるもののほか、必要な事項について細則を定めることができる。

附 則

この校則は、平成7年4月1日より施行する。

この校則は、平成9年4月1日より施行する。

この校則は、平成10年2月1日より施行する。

この校則は、平成10年4月1日より施行する。

この校則は、平成11年4月1日より施行する。

この校則は、平成11年9月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

この校則は、平成12年3月15日から施行する。

この校則は、平成13年4月1日より施行する。

平成12年度以前の入学に係る授業料の額は、改正後の第33条の規定にかかわらずなお従前の例による。

この校則は、平成15年4月1日より施行する。

平成14年度以前の入学に係る授業料の額は、改正後の第33条の規定にかかわらずなお従前の例による。

この校則は、平成17年4月1日より施行する。

この校則は、平成19年4月1日より施行する。

この校則施行の日において第2学年以上に在学している者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらずなお従前の例による。

この校則は、平成19年10月1日より施行する。

平成19年度以前の入学に係る授業料の額は、改正後の第34条の規定にかかわらずなお従前の例による。

この校則は、平成21年4月1日より施行する。

この校則施行の日において第2学年以上に在学する者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらずなお従前の例による。

この校則は、平成24年4月1日より施行する。

この校則施行の日において第2学年以上に在学する者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらずなお従前の例による。

平成23年度以前の入学に係る授業料の額は、改正後の第34条の規定にかかわらずなお従前の例による。

この校則は、平成25年4月1日より施行する。

この規則に施行する際は現在在籍する者についても適用する。

平成28年10月1日より施行する。

この学則は、平成30年4月1日より施行する。

〈入学試験受験料に関する細則〉

1. 校則第35条 5(1)に関して

作業療法学科指定校推薦の入学試験受験料は免除する。

理学療法学科指定校推薦の入学試験受験料は免除する。

附 則

この規則は平成23年4月1日より施行する。

この規則は平成26年4月1日より施行する。

別表 1

理学療法学科教育課程表

指 定 規 則	科 目	1 学 年	2 学 年	3 学 年	合 計
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	心理学	2(30)		2(30)
		法学	2(30)		2(30)
		物理学	1(15)		1(15)
		研究方法論Ⅰ	1(15)		1(15)
		研究方法論Ⅱ	2(30)		2(30)
		医学英語	2(30)		2(30)
		文章表現法	2(30)		2(30)
		コミュニケーション学	1(30)		1(30)
		スポーツ・レクリエーション演習	1(15)		1(15)
	14	小 計	14(225)		14(225)
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2(60)		2(60)
		解剖学Ⅱ	2(60)		2(60)
		解剖学Ⅲ		1(45)	1(45)
		生理学Ⅰ	1(30)		1(30)
		生理学Ⅱ	1(30)		1(30)
		生理学Ⅲ	1(30)		1(30)
		運動学Ⅰ	1(30)		1(30)
		運動学Ⅱ	1(30)		1(30)
		運動学Ⅲ		1(30)	1(30)
		人間発達学	1(15)		1(15)
		臨床心理学	1(30)		1(30)
		12	小 計	11(315)	2(75)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学概論	1(30)		1(30)
		内科学Ⅰ	1(30)		1(30)
		内科学Ⅱ		1(30)	1(30)
		整形外科Ⅰ	1(30)		1(30)
		整形外科Ⅱ		1(30)	1(30)
		神経内科学Ⅰ	1(30)		1(30)
		神経内科学Ⅱ		1(30)	1(30)
		精神医学	1(30)		1(30)
		小児科学	1(15)		1(15)
		外科学	1(15)		1(15)
		脳神経外科学	1(15)		1(15)
放射線医学			1(15)	1(15)	
臨床医学		1(30)	1(30)		
12	小 計	8(195)	5(135)	13(330)	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	社会福祉論	1(30)		1(30)	
	リハビリテーション概論	1(30)		1(30)	
	2	小 計	2(60)		2(60)

指 定 規 則	科 目	1 学 年	2 学 年	3 学 年	合 計			
専 門 分 野	基礎理学療法学	理学療法概論Ⅰ	1(30)		1(30)			
		理学療法概論Ⅱ	2(30)		2(30)			
		臨床運動学		1(20)		1(20)		
		運動生理学実習		1(30)		1(30)		
		運動療法総論	1(30)			1(30)		
		小 計	4(90)	2(50)		6(140)		
	6	理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ	1(30)		1(30)		
			理学療法評価学Ⅱ	1(30)		1(30)		
			理学療法評価学Ⅲ		2(60)		2(60)	
			理学療法評価学演習		1(20)		1(20)	
			小 計	2(60)	3(80)		5(140)	
	5	理学療法治療学	中枢疾患運動療法Ⅰ		1(20)	1(20)		
			中枢疾患運動療法Ⅱ		1(20)	1(20)		
			内部疾患運動療法		1(20)	1(20)		
			神経疾患運動療法		1(20)	1(20)		
			小児疾患運動療法		1(20)	1(20)		
			整形疾患運動療法		1(20)	1(20)		
			スポーツリハビリテーション		1(20)	1(20)		
			物理療法Ⅰ	1(30)		1(30)		
			物理療法Ⅱ		2(60)	2(60)		
			義肢装具学Ⅰ		1(30)	1(30)		
			義肢装具学Ⅱ		1(30)	1(30)		
			日常生活活動Ⅰ	1(30)		1(30)		
			日常生活活動Ⅱ		1(30)	1(30)		
			総合治療論			2(40)	2(40)	
			総合学習Ⅰ		2(60)	2(60)		
			総合学習Ⅱ			2(80)	2(80)	
			総合臨床演習		1(30)	1(30)		
			小 計	2(60)	15(380)	4(120)	21(560)	
			20	地域理学療法学	地域リハビリテーション		2(30)	2(30)
					地域リハビリテーション演習			1(15)
	生活環境論				2(30)	2(30)		
	小 計				4(60)	1(15)	5(75)	
4	臨床実習	臨床実習Ⅰ	1(45)		1(45)			
		臨床実習Ⅱ		7(315)	7(315)			
		臨床実習Ⅲ			16(720)	16(720)		
		小 計	1(45)	7(315)	16(720)	24(1080)		
18								
93	合 計	44(1050)	38(1095)	21(855)	103(3000)			

別表2

作業療法学科教育課程表

指 定 規 則	科 目	1 学 年	2 学 年	3 学 年	合 計	
基 礎 分 野	科学的思考の基盤 人間と生活 14	心理学	2(30)			2(30)
		法学	2(30)			2(30)
		物理学	1(15)			1(15)
		研究方法論Ⅰ	1(15)			1(15)
		研究方法論Ⅱ	2(30)			2(30)
		医学英語	2(30)			2(30)
		文章表現法	2(30)			2(30)
		コミュニケーション学	1(30)			1(30)
		スポーツ・レクリエーション演習	1(15)			1(15)
		小 計	14(225)			14(225)
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び心身の発達 12	解剖学Ⅰ	2(60)			2(60)
		解剖学Ⅱ	2(60)			2(60)
		解剖学Ⅲ		1(45)		1(45)
		生理学Ⅰ	1(30)			1(30)
		生理学Ⅱ	1(30)			1(30)
		生理学Ⅲ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅰ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅱ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅲ		1(30)		1(30)
		人間発達学	1(15)			1(15)
		臨床心理学	1(30)			1(30)
		小 計	11(315)	2(75)		13(390)
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 12	病理学概論	1(30)			1(30)
		内科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		内科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		整形外科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		整形外科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		神経内科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		神経内科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		精神医学Ⅰ	1(30)			1(30)
		精神医学Ⅱ		1(30)		1(30)
		小児科学	1(15)			1(15)
		外科学	1(15)			1(15)
保健医療福祉とリハビリテーションの理念 2	脳神経外科学	1(15)			1(15)	
	放射線医学		1(15)		1(15)	
	臨床医学		1(30)		1(30)	
	小 計	8(195)	6(165)		14(360)	
	社会福祉論	1(30)			1(30)	
	リハビリテーション概論	1(30)			1(30)	
	小 計	2(60)			2(60)	

指 定 規 則	科 目	1 学 年	2 学 年	3 学 年	合 計	
専 門 分 野	基礎作業療法学 6	基礎作業学Ⅰ	1(30)		1(30)	
		基礎作業学Ⅱ		2(60)	2(60)	
		基礎作業学Ⅲ		1(30)	1(30)	
		作業療法概論Ⅰ	1(30)		1(30)	
		作業療法概論Ⅱ	1(30)		1(30)	
		小 計	3(90)	3(90)	6(180)	
	作業療法評価学 5	身体機能評価学Ⅰ	1(15)		1(15)	
		身体機能評価学Ⅱ	1(30)		1(30)	
		身体機能評価学Ⅲ		1(30)	1(30)	
		精神機能評価学Ⅰ	1(15)		1(15)	
		精神機能評価学Ⅱ	1(30)		1(30)	
		精神機能評価学Ⅲ		1(30)	1(30)	
		作業療法評価学演習		1(30)	1(30)	
	小 計	4(90)	3(90)	7(180)		
	作業治療学 20	身体障害治療学Ⅰ		1(30)	1(30)	
		身体障害治療学Ⅱ		1(15)	1(15)	
		身体障害治療学Ⅲ		1(30)	1(30)	
		義肢装具学		1(30)	1(30)	
		精神障害治療学Ⅰ		1(15)	1(15)	
		精神障害治療学Ⅱ		1(30)	1(30)	
		発達障害治療学Ⅰ		1(20)	1(20)	
		発達障害治療学Ⅱ		1(20)	1(20)	
		高齢期治療学		1(30)	1(30)	
		高次脳機能障害治療学		2(30)	2(30)	
		日常生活活動Ⅰ	1(30)		1(30)	
		日常生活活動Ⅱ	1(30)		1(30)	
		日常生活活動Ⅲ		1(30)	1(30)	
		総合治療論			2(40)	2(40)
		総合学習Ⅰ		2(60)	2(60)	
		総合学習Ⅱ			2(80)	2(80)
		小 計	2(60)	14(340)	4(120)	20(520)
	地域作業療法学 4	地域リハビリテーション学		2(30)	2(30)	
		地域リハビリテーション学演習			1(15)	1(15)
		職業関連活動		2(30)	2(30)	
		小 計		4(60)	1(15)	5(75)
	臨床実習 18	臨床実習Ⅰ	1(45)		1(45)	
臨床実習Ⅱ			7(315)	7(315)		
臨床実習Ⅲ				16(720)	16(720)	
小 計		1(45)	7(315)	16(720)	24(1080)	
93	合 計	45(1080)	39(1135)	21(855)	105(3070)	

6. 授業計画ならびに授業時限区分

1. 年間授業計画

- (1) 年間授業計画を前期、後期に分ける。
- (2) 前期は4月1日から9月30日までとする。
- (3) 後期は10月1日から3月31日までとする。
- (4) 各期授業開始日は、その都度連絡する。
- (5) 各期末に定期試験を行う。時間割については、その都度連絡する。
- (6) 校内諸行事のため授業回数が著しく減じた科目については、必要に応じ補講を行う。
なお、補講の時間割等については、その都度連絡する。

2. 授業時限区分

区 分	1時限	休 憩	2時限	昼休み	3時限	休 憩	4時限	
時 刻	始	9:00	10:30	10:45	12:15	13:00	14:30	14:45
	終	10:30	10:45	12:15	13:00	14:30	14:45	16:15
時 間	90分	15分	90分	45分	90分	15分	90分	

7. 学則施行に関する規程

イ) 学習に関する規程

第1条 この規程は、学則に基づき、学則の実施に必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 授業科目は、すべて必修とし、授業は校長の定める時間割によって受けるものとする。

2 当該科目の授業時数の3分の2以上の出席をもって定期試験の受験資格とする。

(成績の評価)

第3条 成績の評価基準を下記のとおりと定める。

A (100点～80点)

B (79点～70点)

C (69点～60点)

D (59点以下)

2 A、B、Cは合格とし、Dは不合格とする。

3 臨床実習の成績は、各実習施設における評価を総合して評定する。

(追試験、再試験)

第4条 定期試験(本試験)を正当な理由により受験できなかった者には、追試験を行う。ただし、この場合は、公的機関若しくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添えて欠席届を提出しなければならない。

2 正当な理由とは、次のとおりである。

(1) 風・水・震・火災、その他非常災害による交通遮断、現住居の喪失又は破壊。

(2) 伝染病予防法による交通遮断、又は隔離。

(3) 交通機関の、事故等不可抗力による原因にもとづく場合。

(4) 父母、兄弟、妻子の危篤、及び葬儀出席の場合。

(5) 試験当日、出席不可能な急性の疾病、又は外傷。

(6) 忌引の場合。

3 追試験の評価は、本試験と同様とする。

4 本試験または追試験で不合格点を取った者には、再試験を行う。ただし前期で終了する科目において、合格点に達しなかった者については、後期定期試験に引き続き、1回に限り試験を行うことができる。

5 追試験あるいは再試験を受験する者は、追試験願あるいは再試験願を、受験料を添え

て事務に提出しなければならない。

6 再試験は 60 点以上を合格とし、その評価は 60 点とする。

(出席、欠席、欠課、遅刻、早退)

第 5 条 授業への出席、欠課は、原則として各授業ごとに授業開始の時点とする。

2 授業開始後 30 分以内に授業に参加した者は遅刻とする。また授業終了前 30 分以内に退出したものは早退とする。授業開始後 30 分を超えて授業に参加したものは欠課とする。

3 欠席とは、出席すべき日に終日、登校しなかった場合をいう。

4 遅刻、早退は 3 回をもって欠課 1 回とみなす。

5 忌引の取扱いは以下の通りとする。

(1) 1 親等 7 日以内

(2) 2 親等 3 日以内

(3) 3 親等 1 日以内

6 遅刻・早退もしくは欠課・欠席する場合には、事前に校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により届け出ができなかった場合には、事後速やかに届け出なければならない。

(定期試験受験時の注意事項)

第 6 条 定期試験・追試験及び再試験受験時は次の事項に留意しなければならない。

(1) 筆記用具及び許可されたもの以外の携帯品は指定された場所に置く。

(2) 筆記用具の貸借はしない。

(3) 試験開始後 30 分以内は退出できない。

(4) 再試験の場合は、受験料領収証を提示すること。

2 試験中に不正行為のあった者については、その試験を無効とし、以後は登校を禁止し、追ってその処置を講ずる。

(認定)

第 7 条 履修単位の認定について、次のとおり定める。

(1) 不合格科目が 1 科目でもあれば、次の年次の科目を履修することはできない。

(2) 既に合格した科目の単位は認める。

但し、(1)、(2) に関しての仮進級制度移行に伴う措置は別に定める。

(3) 既に合格した科目でも学生が希望すれば履修することができる。

(4) 既に合格した科目を履修し、定期試験を受けた場合は、前年度の成績と比較し、高い点数の方で評価する。ただし、60 点未満の場合は再試験を受けることができない。

(5) 再履修科目を 1 / 3 以上欠課した場合は、以後の授業及び定期試験を受けることができない。

(6) 在籍する年次の新規開講の科目は必ず履修しなければならない。

(卒業)

第8条 卒業の認定は、3学年の所定の履修科目（実習を含む）に合格している者に対して行う。

この規程は平成7年4月1日より施行する。

この規程は平成11年4月1日より施行する。

この規程は平成20年1月16日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

ロ) 図書閲覧規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎医療技術専門学校（以下、本校）図書室の管理運営、図書その他の資料の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営)

第2条 図書室の管理運営は、教職員が行う。

(利用の範囲)

第3条 図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校教職員及び本校学生
- (2) その他校長が許可した者

(開室及び閉室)

第4条 図書室の開室時間は、別に定める。

(閲覧及び利用上の注意)

第5条 図書の閲覧を希望する者は、次に掲げることを遵守するものとする。

- (1) 利用者は、入室時に身分証明書を係員に呈示してから、閲覧すること。
- (2) 利用済みの図書、資料等は必ず元の場所に戻すこと。
- (3) 図書、資料等は、絶対に室外に持ち出さないこと。持ち出す場合には貸し出しの手続をとること。
- (4) 図書の汚損、その他異常を発見したときは直ちに係員に届け出ること。
- (5) 図書室では静粛にし、音読、雑談、飲食、喫煙等を行わないこと。
- (6) 図書、資料等への書き込みは厳禁する。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(貸し出し)

第6条 図書の貸し出しを希望する者は所定の手続きをとらなければならない。ただし、「禁帯出」表示のあるものは貸し出しできない。

- 2 貸し出しを希望する者は、希望する図書と身分証明書を係員に呈示し、所定の手続きを受けて、帯出すること。
- 3 図書は3冊まで、1週間貸し出すことができる。ただし、特別の事情がある場合は、校長の許可を得て期間を延長することができる。

(罰 則)

第7条 本規程、第5条および第6条に反した者には、図書室の利用を一定期間停止することがある。

2 図書を紛失または汚損した場合には弁償しなければならない事がある。

この規程は平成7年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

ハ) 学生心得

I 学生生活における規程

- 長崎医療技術専門学校（以下、本校）学生は、初志を忘れることなく、学生相互に有益で心地良い学校生活を営むよう、努めなければならない。
- 本校学生は、違法行為、反社会的行為、公序良俗に反する行為をしてはいけない。
- 本校学生は、以下の事項を遵守すること。

1. 身分証明書

- (1) 本校学生は入学と同時に身分証明書の交付を受けて、これを常に携帯しなければならない。
- (2) 身分証明書は、学年の始めに認定を受けなければならない。
- (3) 身分証明書の交付を受ける場合には、写真（縦3cm、横2.5cm、上半身・脱帽・6ヵ月以内に撮影したもので未使用のもの）1枚を提出しなければならない。
- (4) 退学・除籍等の際は直ちに身分証明書を返納しなければならない。
- (5) 身分証明書を紛失又は汚損したときは、直ちに事務所に届け出て、再交付を受けなければならない。

2. 身上異動

入学の際に届け出た住所、氏名その他一身上に異動があった場合には、その都度身上異動届を事務へ届け出ること。

3. 証明書の申込み

証明書類が必要な時は、前日までに事務所に申し込み、発行は原則として翌日以降とする。

4. 掲示

- (1) 校内において、チラシ、ポスター、パンフレット、新聞等を掲示又は配布しようとするときは、事前に学生委員の許可を受け、指示に従い、許可印のあるもののみを掲示又は配布すること。
- (2) 学生が校外において本校の名称を用いて掲示しようとするときは、別紙により許可を受けなければならない。

5. 集会

- (1) 学生が集会を開こうとする時は、別紙様式により許可を受けなければならない。
- (2) 校外において本校の名称を用いて、集会、催物を開く場合は、あらかじめ別紙様式により許可を受けなければならない。

6. 団体

- (1) 学生が団体を結成しようとするときは、別紙様式により校長の許可を受けなければならない。
- (2) 一度届け出た内容に変更が生じた場合は、前項に準じて承認を受けなければならない。
- (3) 団体承認の有効期間は、その学年限りとする。継続を希望する場合は、新学年4月末日までに更新願を提出しなければならない。
- (4) 学生が本校以外から指導者、講演者等を招聘しようとするときは、事前に願い出て承認を受けなければならない。

7. 施設、設備等の使用

- (1) 集会等で本校の施設、設備の使用を希望する場合は、施設使用願を事務へ提出しなければならない。
- (2) 本校の物品を使用する場合は、使用願を提出し、職員の指示に従って使用しなければならない。

8. 通学

本校への通学は、公共交通機関を利用すること。自動車および自動二輪車による通学は禁止する。ただし、特別な事情があり、校長が必要と認めた場合はこの限りでない。

9. 学生への連絡

学生への指示や連絡は、所定の掲示板によって行う。登下校の際は必ず見る習慣を付け、見落としのないよう心掛けること。1週間掲示された事項については、周知の事として処理する。

10. 電話の取り次ぎ

学生への外部からの電話の取り次ぎは、原則として行わない。

11. 校内清掃

各教室をはじめ、校内及び校舎・外庭の清掃は、原則として学生が行うものとする。

12. その他

- (1) 所持品は指定されたロッカーにおいて自己管理すること。また、一般教室、講堂および実習室に私物を放置しないこと。
- (2) 敷地内は禁煙とする。

Ⅱ 奨学金

1. 日本学生支援機構

本校には日本学生支援機構の奨学金制度がある。貸与希望者は、学生委員へ申し出ること。ただし希望者全員が貸与を受けられるとは限らない。

2. その他の奨学金

他の奨学金等を受けている学生は、担任および学生委員へ届け出ること。

Ⅲ アルバイト

経済的理由その他やむを得ない事情でアルバイトをするときは、担任に願い出て、校長の許可を得ること。

Ⅳ 就職

就職情報は、掲示板に掲示する。詳細については担任および学生委員に申し出ること。

この生徒心得は平成7年4月1日より施行する。

この生徒心得は平成11年4月1日より施行する。

この生徒心得は平成19年4月1日より施行する。

この学生心得は平成30年4月1日より施行する。